

## 処分基準の設定

番号	根拠法令等の名称	根拠法令等の条項	処分の概要	処分権者 (担当課)
6	青森市横内川水道水源保護条例	第13条第2項	許可の取消しに伴う必要な措置命令	青森市公営企業 管理者企業局長 (総務課)

### 処分基準

この条例は、水道法（昭和32年法律第177号）第2条第1項の規定に基づき、本市の水道の要である横内浄水場と雲谷地区簡易水道の水道水源を保護することにより、安全で良質なおいしい水を安定的に利用する市民の権利を将来にわたって守り、市民の皆さんの生命と健康を守ることを目的としています。

#### 水道法 (責務)

第2条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。



そこで、水道水源を保護するため特に重要な区域を「水源保護区域」に指定し、区域の中では水道水源に影響を与えるおそれのある行為（=制限行為）を行おうとする場合は、あらかじめ公営企業管理者（=管理者）と協議し、水道水源への影響がないことを明らかにした上で、許可を取得してからでなければ行うことができません。

#### 制限行為の種類（条例第7条第1項）

1. 汚水等の発生原因となる建築物その他の工作物を設置すること。（※改造や改築・増築を含みます。）
2. 宅地造成、土地の開墾、木竹の伐採や土砂の採取など土地の形質を変更すること。
3. さく井（=井戸を掘ること。）
4. その他水道水源に汚染等の影響を及ぼすおそれのある行為として管理者が定めるもの。



許可を取得した方が、この条例やこの条例に基づく処分に違反する行為をし、許可が取り消された（条例第13条第1項）場合、取消しとなった案件をそのままにしておくことで、水道水源の水質や水量に重大な影響を及ぼしたり及ぼすおそれが生じることになれば、条例が目的とする市民の皆さんの生命と健康を守ることが困難になります。



そこで、**許可の取消し**が生じた場合は、水道水源の保護を確実なものとするため、管理者は、必要に応じ**原状回復や許可の取消しにより生じたり、そのおそれのある水道水源への影響を除去又は防止するため必要な措置の実施を命じます。**

意見陳述区分 弁明の機会の付与 ※緊急を要する案件に対しては、適用されない場合があります。